

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示..... (循環型社会推進課)	1
○特定調達契約に係る入札の公告..... (循環型社会推進課)	2
○土地改良区の役員の退任の届出..... (土地改良指導課)	2
○土地改良区の定款の変更の認可..... (土地改良指導課)	2
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	2
○道営土地改良事業の工事の完了..... (土地改良指導課)	3
○森林法による通知に代える公示 (2件)..... (治山課)	3
○平成17年度及び平成18年度において競争入札に参加する者に必要な資格等..... (出納局総務課)	3

支庁告示

○建築基準法による一定の複数建築物の認定.....	9
---------------------------	---

道企業局告示

○平成17年度及び平成18年度において競争入札に参加する者に必要な資格等.....	9
---	---

告示

北海道告示第1号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成17年1月4日

北海道知事 高橋 はるみ

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 平成17年1月4日(火)に一般競争入札の公告を行う産業廃棄物処理特別対策事業

- (2) 資格 産業廃棄物処理特別対策事業業務受託に関する資格(以下「資格」という。)

- (3) 特定役務の種類 産業廃棄物処理特別対策事業

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

- (1) 特別管理産業廃棄物(pH2.0以下の廃酸)及び産業廃棄物(廃プラスチック類、金属くず、廃酸、汚泥及び廃油)の処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条第6項及び第14条の4第6項に規定する処分業(中間処理)の許可を有する者であること。

ただし、この許可は北海道知事の許可に限らない。

- (2) 処理しようとする廃棄物等を運搬する場合には、運搬する廃棄物の性状に応じた、法第14条第1項、第14条の4第1項に規定する産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有すること。

上記許可については、積み卸しを行う場所を所管する行政庁の許可とする。

- (3) 処理しようとする廃棄物等の処理に関し、平成17年3月20日までに撤去及び適正に処理できる能力を有する者であること。

- (4) 経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (5) 強酸性(pH2.0以下)を呈する泥状物を、過去3年以内に大量(概ね100トン以上)に、焼却等の中間処理により適正処理した実績を有すること。

または、強酸性(pH2.0以下)を呈する泥状物を、過去3年以内に数回以上、行政代執行により、適正処理した実績を有すること。

3 複数事業者の連合体による業務受託

中間処理までの過程において、2の(1)及び(2)の要件を一事業者で満たすことができない場合は、複数事業者の連合体(以下、「コンソーシアム」という。)による業務受託を認める。

コンソーシアムによる場合は、平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)並びに本告示2の(4)については、構成事業者全てが満たすことを要し、本告示2の(1)、(2)、(3)及び(5)については、構成事業者の一以上が該当することを要す。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成17年1月4日(火)から11日(火)までの間にしなければならない。

- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課

「粘り抜く熱意と対話」四島(しま)返瀬「2月7日は北方領土の日です。」

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続き並びに資格の喪失
 平成16年北海道告示第447号の3の(1)及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

北海道告示第2号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
 平成17年1月4日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称
産業廃棄物処理特別対策事業
- (2) 調達をする特定役務の仕様等
「産業廃棄物処理特別対策事業実施要領」による。
- (3) 契約期間 契約の日より平成17年3月20日まで
- (4) 履行場所 北海道静内郡静内町字川合47番1

2 入札に参加する者に必要な資格

平成17年北海道告示第1号に規定する産業廃棄物処理特別対策事業の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎12階環境生活部第1号会議室(送付による場合は、郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課産業廃棄物グループ)
- (2) 入札日時 平成17年1月14日(金)午後1時(送付による場合は、必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。

8 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(12)及び(13)によるほか、次による。
 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-231-4111 内線 24-327

9 Summary

- A . Nature and quantity of the services to be procured :
Treatment Project for Industrial Waste
- B . Bid tendering date and time :
1 : 00 P. M., January 14, 2005
- C . Contact :
Recycling Society Promotion Division, Office of Environmental Affairs, Department of Environment and Lifestyle, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo-shi, 060-8588 Japan.
Phone : 011-231-4111 Extension 24-327

北海道告示第3号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、三石土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成17年1月4日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
退任	平成16.12.1	理事	廿日岩壽美	三石郡三石町字美野和381番地

北海道告示第4号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成16年12月20日、浦河町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成17年1月4日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第5号

道営土地改良(成美地区水田農業振興緊急整備(暗きよ、農地保全))事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成17年1月5日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成17年1月4日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第6号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年1月4日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
中東	畑地帯総合整備 [担い手支援型 (単独土層改良)] (暗きょ)	平成13.11.30
同	同 (土層改良)	同 14. 5.30
同	同 (農地保全)	同 8.11.25

北海道告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を厚沢部町役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成16年12月6日農林水産省告示第2123号のとおりである。

平成17年1月4日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者
檜山郡厚沢部町字鶉1104所在の森林について所有権を有する 横山 友吉
檜山郡厚沢部町字鶉1114所在の森林について所有権を有する 藤野 茂

北海道告示第8号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を大成町役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成16年12月6日農林水産省告示第2123号のとおりである。

平成17年1月4日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者
久遠郡大成町字上浦505ほか1筆所在の森林について所有権を有する 米谷 勝

久遠郡大成町字上浦578所在の森林について所有権を有する	斉藤 寛次
久遠郡大成町字太田261所在の森林について所有権を有する	辻 時蔵
久遠郡大成町字太田262所在の森林について所有権を有する	神野 サダ
久遠郡大成町字久遠396所在の森林について所有権を有する	城戸 勇一
久遠郡大成町字久遠581ほか1筆所在の森林について所有権を有する	長崎仁三郎
久遠郡大成町字久遠589所在の森林について所有権を有する	沖崎 武雄
久遠郡大成町字都62の1ほか1筆所在の森林について所有権を有する	越野 昌昭

北海道告示第9号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成17年1月4日

北海道知事 高橋 はるみ

第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

平成17年度及び平成18年度において道が締結しようとする契約のうち1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者（法律の規定に基づき設立された営利を目的としない法人又は組合若しくはその連合会を除く。）に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第2号に規定する物品等又は同条第3号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、2の表の定めるところにより、契約の金額（工事予定価格）に応じ、AからDまで又はAからCまで若しくはA及びBの等級に区分する。

1

契約の種類	資格の種類	調達をする物品等又は特定役務の種類
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	一般土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事

管工事の請負契約	管工事	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	道路標識設置工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成
測定の委託契約	測量	測量
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
農業土木工事の請負契約	農業土木工事	農業土木工事
水産土木工事の請負契約	水産土木工事	水産土木工事
森林土木工事の請負契約	森林土木工事	森林土木工事
造林の請負契約	造林	
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印刷物の製造
印章の製造の請負契約	印章の製造	印章の製造
物品の購入契約	物品の購入	産業用機械器具類（機械修繕を含む。）、医療機器類、教育研究用機器類、事務用機器類、車両・車両用品類（車両修繕を含む。）、油脂・燃料類、被服・繊維皮革類、その他（洗たくを含む。）
電子計算機又は自動車の賃貸借契約	物品の賃貸借	電子計算機、自動車
ボイラー等運転操作の委託契約	ボイラー等運転操作	
庁舎等清掃の委託契約	庁舎等清掃	庁舎等清掃
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備	
庁舎等消防設備保守点検の委託契約	庁舎等消防設備保守点検	

情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	情報システムの開発
船舶の建造の請負契約	船舶の建造又は修理	船舶
船舶の修理の請負契約		
林産物の売払契約	林産物の売払い	
林産加工製品の売払契約	林産加工製品の売払い	

2 (工事予定価格に応ずる等級区分)

種類 等級	一般土木工事	舗装工事	鋼橋上部工事	建築工事	電気工事	管工事	農業土木工事	水産土木工事	森林土木工事
A	9,000万円以上	6,000万円以上	5,000万円以上	1億3,000万円以上	2,000万円以上	2,500万円以上	7,000万円以上	7,000万円以上	6,000万円以上
B	9,000万円未満 6,000万円以上	6,000万円未満	5,000万円未満	1億3,000万円未満 5,500万円以上	2,000万円未満 700万円以上	2,500万円未満 800万円以上	7,000万円未満 4,000万円以上	7,000万円未満 4,500万円以上	6,000万円未満 3,500万円以上
C	6,000万円未満 2,000万円以上			5,500万円未満 2,500万円以上	700万円未満	800万円未満	4,000万円未満 2,000万円以上	4,500万円未満	3,500万円未満
D	2,000万円未満			2,500万円未満			2,000万円未満		

第2 資格要件

1 共通的資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(3)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道税を滞納している者でないこと。

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事

ア (ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 平成17年1月1日（随時の申請の場合にあつては、申請しようとする月の初日）現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（次

の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。)を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

資格の種類	建設業の種類
一般土木工事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業又は水道施設工事業
農業土木工事	
水産土木工事	
森林土木工事	
舗装工事	ほ装工事業
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業
建築工事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業又は鉄筋工事業
電気工事	電気工事業、消防施設工事業又は電気通信工事業
管工事	管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、さく井工事業又は熱絶縁工事業
塗装工事	塗装工事業
道路標識設置工事	とび・土工工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造園工事	造園工事業

(イ) 資格審査の申請をする日(その日が平成17年4月1日前である場合は、平成17年4月1日)の1年7か月前の日の直後の営業年度の終了の日(以下「基準日」という。)以降に(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)の結果通知(平成16年3月1日以降に経営事項審査を申請した者にとっては、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評価値の通知)を受けていること。

(ウ) 基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、(ア)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

イ 第1のただし書に規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果に

より算出した総合数値を勘案して格付する。

(ア) 客観的審査事項

平成6年建設省告示第1461号に定める項目

(イ) 技術・社会的審査事項

工事施行成績及び表彰(北海道表彰規則(平成10年北海道規則第31号)に定める知事感謝状による表彰をいう。)、通年雇用対策、社会貢献、新分野進出、品質向上への努力、環境対策への努力

(2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成17年1月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 平成16年1月1日から同年12月31日までの間(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間)にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(3) 建築物の設計

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 平成17年1月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成16年1月1日から同年12月31日までの間(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間)にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(4) 測量

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 平成17年1月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成16年1月1日から同年12月31日までの間(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間)にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(5) 印刷物の製造及び印章の製造

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成17年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

ウ 次の(ア)又は(イ)の機器を所有（リースしている場合を含む。）していること。

(ア) 印刷物の製造の場合は、印刷物の製造に必要な印刷機

(イ) 印章の製造の場合は、印面作成のための加熱プレス機

(6) 物品の購入及び物品の賃貸借

ア及びイのいずれにも該当すること。

ア 平成17年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(7) ボイラー等運転操作

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条に規定するボイラー技士の資格又は同法第76条に規定するボイラー技能講習修了の資格を有する者が1人以上いること。

イ 平成17年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成16年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）にその事業に係る実績を有していること。

(8) 庁舎等清掃

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の第12条の2第1項第6号）の登録を受けていること。

イ 平成17年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成16年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）にその事業に係る実績を

有していること。

(9) 庁舎等警備

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。

イ 警備業法第5条の規定による届出書の提出を必要とする者にあっては、当該届出書の提出を行っていること。

ウ 平成17年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

エ 平成16年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）にその事業に係る実績を有していること。

(10) 庁舎等消防設備保守点検

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6に規定する消防設備士の資格を有する者が1人以上いること。

イ 平成17年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成16年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）にその事業に係る実績を有していること。

(11) 情報システムの開発

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成17年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 平成16年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）に情報システムの開発実績を有していること。

ウ 2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。

(12) 船舶の建造又は修理

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 平成17年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上これらの事業を営んでいること。

イ 個人にあっては、従業員の数が20人以上であること。

ウ 平成17年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初

日)の直前2営業年度分(当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分)の決算において、それらの事業に係る年間平均完成高が2,000万円以上であること。

エ 30トン以上の船舶の建造又は修理の能力があること。

(13) 林産物の売払い及び林産加工製品の売払い

ア からウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成17年1月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 平成16年1月1日から同年12月31日までの間(随時の申請をする場合にあっては申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間)にその事業に係る仕入高を有していること。

ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「中小企業等協同組合」という。)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第7号に掲げる協業組合(以下「協業組合」という。)については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合(以下「企業組合」という。)及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

(1) (2)から(5)に掲げる者以外の者

ア 定期の申請をする者

第1回 平成17年1月13日(木)から21日(金)まで

第2回 平成17年2月1日(火)から10日(木)まで

イ 随時の申請をする者

平成17年5月9日(月)から12月28日(水)まで

注 定期の申請により資格を有することとされた者にあっては、平成17年4月1日以後の入札に参加する資格を得ることができるが、随時の申請により資格を有することと

された者にあっては、資格を有すると認められた旨の通知があった日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

(2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合

(1)に定める時期及び当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

(1)に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 知事が特に必要と認められた者

知事の指定する日

2 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

資格の種類	申請書類の提出先		随時申請の場合
	定期申請の場合		
	主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者	
一般土木工事	建設部建設管理室 建設情報課	主たる営業所の所在地を所管する支庁の総務部会計課	建設部建設管理室 建設情報課
舗装工事			
鋼橋上部工事			
建築工事			
電気工事			
管工事			
塗装工事			
道路標識設置工事			
機械器具設置工事			
造園工事			
土木施設物の設計			
建築物の設計			
地質調査			
技術資料作成			

測 量			
道 路 清 掃			
農 業 土 木 工 事			農政部事業調整課
水 産 土 木 工 事			水産林務部総務課
森 林 土 木 工 事			
造 林			
印 刷 物 の 製 造	出納局物品管理課		出納局物品管理課
印 章 の 製 造			
物 品 の 購 入			
物 品 の 賃 貸 借			
ボイラー等運転操作	総務部管財課		総務部管財課
庁舎等清掃	総務部総務課	主たる営業所の所在地を所管する支庁の総務部総務課	総務部総務課
庁舎等警備			
庁舎等消防設備保守点検			
情報システムの開発	総合企画部IT推進室情報基盤課	総合企画部IT推進室情報基盤課	総合企画部IT推進室情報基盤課
船舶の建造又は修理	水産林務部総務課	水産林務部総務課	水産林務部総務課
林産物の売払い	水産林務部森林環境室道有林課	森づくりセンター (石狩森づくりセンター、檜山森づくりセンター、宗谷森づくりセンター及び根室森づくりセンターを除く。)	水産林務部森林環境室道有林課
林産加工製品の売払い	林産試験場	林産試験場	林産試験場

(注) 1 「定期申請」とは1の(1)のアに定める時期に行う申請をいい、「随時申請」とは1の(1)のイに定める時期又はこれら以外の時期に行う申請をいう。
 2 申請書類（印刷物の製造、印章の製造、物品の購入又は物品の賃貸借に係るものを除く。）の提出先が主たる営業所の所在地を所管する支庁の総務部会計課である者のうち、国土交通大臣の行う建設業法第3条第1項の許可を受けたもの（許可申請中の者を含む。）は、申請書類を建設部建設管理室建設情報課に提出しなければならない。
 3 印刷物の製造、印章の製造、物品の購入又は物品の賃貸借の資格審査の申請をする者のうち、主たる営業所が札幌市にあるものは、申請書類を出納局

物品管理課に提出しなければならない。

- 4 ボイラー等運転操作の資格審査の申請をする者のうち、主たる営業所が札幌市にあるものは、申請書類を総務部管財課に提出しなければならない。
- 5 庁舎等清掃、庁舎等警備又は庁舎等消防設備保守点検の資格審査の申請をする者のうち、主たる営業所が札幌市にあるものは、申請書類を総務部総務課に提出しなければならない。
- 6 随時申請において、建設部建設管理室建設情報課、農政部事業調整課及び水産林務部総務課に申請書類を提出する資格審査の申請（船舶の建造又は修理に係るものを除く。）のうち、複数の提出先に資格審査の申請を同時にしようとする者は、申請書類を建設部建設管理室建設情報課に提出しなければならない。

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

資格の有効期間は、定期申請の場合にあっては平成17年4月1日から平成19年3月31日まで、随時申請の場合にあっては資格を有すると認められた旨の通知があった日から平成19年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

1の有効期間を更新しようとする者は、平成18年度に平成19年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第5 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 1 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。
- 2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第6 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併、譲渡、又は会社の分割により承継した者
- (2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
- (3) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事又は森林土木工事の資格を有する者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基

づく再生手続開始の決定を受けたもの
 (4) 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
 (5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
 2 再申請の方法
 再申請しようとする者は、第3の2の表の随時申請の場合の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

支 庁 告 示

北海道空知支庁告示第1号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、次のとおり一定の複数建築物を認定した。

平成17年1月4日

北海道空知支庁長 石川久紀

- | | | |
|---|------------|---------------------------------|
| 1 | 認 可 番 号 | 空建指第1647号 |
| 2 | 認 定 年 月 日 | 平成16年12月20日 |
| 3 | 対 象 区 域 | 岩見沢市日の出6丁目518の一部、521 - 1の一部、525 |
| 4 | 申請者の住所及び氏名 | 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
岩見沢市長 渡辺 孝一 |
| 5 | 縦覧図書の縦覧場所 | 北海道空知支庁経済部建設指導課
岩見沢市建設部建築課 |

道 企 業 局 告 示

北海道企業局告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成17年1月4日

北海道公営企業管理者 小笠原 紘 一

第1 資格の種類及び調達をする物品等及び特定役務の種類

平成17年度及び平成18年度において北海道（企業局）が締結しようとする契約のうち平成17年北海道告示第9号（以下「北海道告示第9号」という。）第1の1の表に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者（法律の規定に基づき設立された営利を目的としない法人又は組合若しくはその連合会を除く。）に必要な資

格（第4の2により準用することとした、北海道告示第9号第4の2を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第9号第1の1の表の中欄に定められているとおりとし、北海道告示第9号第1の1の表の種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等又は同条第3号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第9号第1の1の表の右欄に定められているとおりとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、契約の金額（工事予定価格）に応じ、北海道告示第9号第1の2の表に定められている等級に区分する。

第2 資格要件

1 共通的資格要件

北海道告示第9号第2の1に定められているとおりとする。

2 資格の種類ごとの要件

北海道告示第9号第2の2に定められているとおりとする。

3 資格の種類ごとの要件の特例

北海道告示第9号第2の3に定められているとおりとする。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

北海道告示第9号第3の1に定められている時期にしなければならない。

2 申請の方法

北海道告示第9号第3の2に定められているとおりとし、これの申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。

3 前記2にかかわらず、道（企業局）が発注する契約に係る競争入札に参加を希望する特定建設工事共同企業体に係る資格審査の申請は、公営企業管理者の指示により作成した申請書類を提出することにより行うものとする。

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

北海道告示第9号第4の1に定められているとおりとする。

2 有効期間の更新手続

北海道告示第9号第4の2に定められているとおりとする。

第5 資格の喪失

北海道告示第9号第5に定められているとおりとする。

第6 資格審査の再申請

1 再申請の事由

北海道告示第9号第6の1に定められているとおりとする。

2 再申請の方法

北海道告示第9号第6の2に定められているとおりとする。

ただし、道(企業局)が発注する契約に係る競争入札に参加を希望する特定建設工事共同企業体に係る資格審査の申請は、公営企業管理者の指示により作成した申請書類を提出することにより行うものとする。

第7 資格審査の結果

知事からの通知をもってこれに代えるものとする。ただし、第3の3及び第6の2ただし書きによる資格審査の結果は、公営企業管理者から通知するものとする。